

議員提出第十五号議案

雇用を守る取組の拡充等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、幅広い業種の事業者において、事業活動の休止や縮小を余儀なくされており、事業の継続と雇用の維持が深刻な課題となり、また、地方公共団体の労働相談窓口では、休業に伴う賃金に関する相談や解雇・雇止めに関する相談などが急増している。

休業を余儀なくされる中でも、事業者が事業再開に向けた態勢を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、そして事態収束後、早期に日本経済と国民生活の回復を図っていくため、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金が確実かつ迅速に利用されるなど、現下の雇用対策に万全を期すことが重要である。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について実現するよう強く求める。

一 最新の制度に関してあらゆる手段を講じて周知を行い、助成金の利用促進を積極的に図ること。特に、利用が進んでいないパートやアルバイトなど雇用保険被保険者でない労働者が対象となる緊急雇用安定助成金について、事業者への徹底した周知と利用促進を図ること。また、労働保険料の滞納がある場合等についても特例措置が設けられたことから、労働保険の加入手続きをとっていない事業者に対して周知の徹底を図ること。

二 事業者が円滑に相談でき、速やかに申請できるよう窓口体制の拡充を図ること。社会保険労務士による積極的な手続支援が進み、その連帯責任を問わない運用が明確となるように周知徹底を図ること。

三 リーマンショック時に設けられた緊急雇用創出事業のように雇用の受け皿を確保するための制度や、休業した事業所の従業員と他の事業所とのマッチング制度を創設するなど、雇用支援策を講ずること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年七月一日

大分県議会議長 麻生栄作

衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 山東昭子殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
財務大臣 麻生太郎殿
総務大臣 高市早苗殿
厚生労働大臣 加藤勝信殿